

埼玉県地球温暖化対策推進条例の制定

県民総ぐるみでの地球温暖化対策を進めていくために、平成21年3月、新たな条例を制定しました。

条例では、県民、事業者、環境保全活動団体、行政の各主体がそれぞれの責任と役割を果たしつつ、協働して地球温暖化対策を推進し、生活の豊かさを実感できる低炭素社会を目指すことを定めています。

※低炭素社会とは：二酸化炭素などの温室効果ガスを自然が吸収できる範囲にとどめる社会

地球温暖化対策推進条例のしくみ

目的

低炭素社会を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

■各主体の責務

県

- ・温暖化対策の総合的・計画的推進
- ・温暖化対策の率先実行

事業者

- ・自主的・積極的な温暖化対策の実施

県民

- ・日常生活での自主的・積極的な温暖化対策への取組

環境保全活動団体

- ・温暖化防止への理解促進

■各種対策

県の地球温暖化対策

- ・事業活動や日常生活における温室効果ガス排出抑制対策
- ・事業者、県民、環境保全活動団体等への指導・助言 など

事業活動における地球温暖化対策

地球温暖化対策計画の作成・提出 など

建築物の新築等に係る環境配慮

建築物環境配慮計画の作成・提出 など

自動車使用に伴う温室効果ガスの排出抑制

自動車地球温暖化対策計画の作成・提出 など

環境物品等の購入等の促進

電気機器等の省エネルギー性能の表示・説明 など

報告徴収・立入検査・勧告・公表

- ・再生可能エネルギーの利用
- ・森林及び身近な緑の保全等
- ・廃棄物の発生の抑制等
- ・地球温暖化の防止に関する学習の振興等

推進体制

国、他の地方公共団体との連携協力、市町村への支援 など

平成21年3月

埼玉県環境部温暖化対策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

T E L : 048-830-3037 F A X : 048-830-4777

E-mail : a3030-01@pref.saitama.lg.jp

HP : <http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/index.html>

